

国指定片野鴨池鳥獸保護区

片野鴨池特別保護地区

指定計画書（環境省案）

平成15年8月27日

環 境 省

1 保護に関する指針等

(1) 特別保護地区の名称
片野鴨池特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域
国指定片野鴨池鳥獣保護区の全域

(3) 特別保護地区の存続期間
平成15年11月1日から平成35年10月31日まで(20年間)

(4) 特別保護地区の保護に関する指針

① 国指定鳥獣保護区の指定区分
集団渡来地の保護区

② 特別保護地区の指定目的

当該地域は、毎年秋から冬にかけ、国の天然記念物であるマガン、ヒシクイをはじめマガモ、コガモ、トモエガモなど1万羽を越える水鳥が中継地、越冬地として利用し、国際的にも重要な渡り鳥の渡来地となっており、ラムサール条約登録湿地に指定されている。

また、オジロワシ等の希少種を始め179種にのぼる鳥類が確認されるなど、鳥類の良好な生息環境が保持されている。

当該地域は、その全域がマガン、ヒシクイをはじめとする渡り鳥の中核的な採餌及び休息の場等として特に重要であることから、その全域鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に基づく特別保護地区に指定し、渡り鳥をはじめとする鳥類の生息地の保全を図るものである。

管理方針

- ・良好で安定的な渡り鳥の渡来地としての資質を維持するため、特に採餌及び休息環境の維持・保全を図ることとする。
- ・片野鴨池の利用に当たっては、ラムサール条約にあるウィズユース「賢明な利用」の理念を基本に、人為圧により鳥類に対して著しい影響を及ぼさないよう留意する。

2 特別保護区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積
総面積 10ha

内訳

ア 形態別内訳

林野	0ha
農耕地	2ha
水面	6ha
その他	2ha

イ 所有者別内訳

国有地 -ha

国有林	林野庁所管	制限林	-ha	保安林	-ha
		普通林	-ha		砂防指定地
	文部科学省所管			その他	-ha
国有林以外の国有地	-ha				
地方公共団体有地	0.30ha				
		都道府県有地	0.13ha		

市町村有地等 0.17 ha

私有地等 9.70 ha
公有水面 -ha

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然公園法による地域 （越前加賀海岸国定公園）	10 ha	特別保護地区	-ha
		第1種特別地域	10 ha
		普通地域	- ha
文化財保護法による地域 （石川県文化財保護条例に基づく県の天然記念物）	-ha		10 ha)

3 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 特別保護地区の位置

片野鴨池は石川県南部の沿海部に位置し、加賀市の中心部から北西約5 kmの距離にある。鳥獣保護区の区域は、大池（面積約2.5 ha）と休耕田を含む湿地及び水田、加賀市片野鴨池観察館等を含む。

イ 地形、地質等

大池は浸食谷が西方の砂丘によって堰き止められてできたもので、東に続く小規模な埋積平野とともに、四方を水田、山林が混在する丘陵に取り囲まれている。大池へは2本の水路により東側丘陵地から水が流入している。

大池は、加賀市片野地区農耕地の季節的な灌漑用ため池として現在も利用されている。

ウ 植物相の概要

大池には主に浮葉植物のヒシが繁茂している。一部にコウホネの生育する場所があり、水中には沈水植物のマツモが見られるとともに、休耕田等にはマコモやヨシが繁茂し、草地ではカナムグラ、タデ科及びイネ科草本等が生育している。

また、大池周辺の丘陵地は樹林地帯となっており、アカマツ、コナラ、クヌギを主体として、一部にタブノキ、スタジイなどの常緑広葉樹が混在している。

エ 動物相の概要

鳥類では、冬季の渡り時期にはマガン、ヒシクイ、マガモ、コガモ、トモエガモ、コハクチョウなどの水鳥が、また、夏季には、キビタキ、サンコウチョウなどの森林性の小鳥類が東南アジアより飛来し繁殖活動を行うなど、四季を通じて多様な鳥類相をなし、これまでに179種以上の鳥類が確認されている。

また、渡りの時期にはカモ類を捕食するため、国内希少野生動物種であるオオタカやオジロワシの飛来も見られる。

哺乳類では、ホンドタヌキ、ホンドキツネ、テン、ホンドイタチ、アナグマ、ノウサギや移入種のアライグマ、ハクビシン等が確認されている。

(2) 生息する鳥獣類

別表のとおり

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

当該地域内で生息が確認されているアライグマが周囲の農作物に被害を与えている。

最近における有害鳥獣駆除実施状況

鳥 獣 名	平成12年度		平成13年度		平成14年度	
	許可件数	捕獲頭数	許可件数	捕獲頭数	許可件数	捕獲頭数
アライグマ	-	-	-	-	1	10

4 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

本特別保護地区内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより被害を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

5 特別保護地区の指定及び維持管理に関する事項

特別保護地区用制札 17本（鳥獣保護区用制札と兼用）